

## 三朝町住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、三朝町補助金等交付規則（平成17年三朝町規則第13号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、三朝町住宅用太陽光発電システム設置費補助金（以下「本補助金」という。）を交付することについて、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、分散型エネルギー供給構造の構築を積極的に支援することにより、家庭での地球温暖化防止などの地球環境の保全についての意識の高揚を図り、環境にやさしい町づくりを推進していくこと及び県内における太陽光発電関連産業等の振興を図ることを目的として予算の範囲内で交付する。

### (本補助金の交付)

第3条 町は、前条の目的の達成に資するため、自ら居住する町内の住宅（店舗、事務所等との兼用は可とする。）において別表第1の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う者（町内に住所を有する者に限る。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、別表第1の第2欄に定める額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

### (申請書に添付すべき書類)

第4条 規則第5条第3号の申請書に添付すべき書類は、別表第2の左欄に定める対象事業の区分に応じ、同表右欄に定める書類とする。

### (実績報告に添付すべき書類)

第5条 規則第17条第2項の実績報告書に添付すべき書類は、別表第3の左欄に定める対象事業の区分に応じ、同表右欄に定める書類とする。

### (決定の取消し)

第6条 町長は、本補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、本補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 不正の手段により本補助金を受けたとき。
- (2) 本補助金の交付の条件に違反したとき。
- (3) その他本補助金の使途が不適当と認められたとき。

### (規則との調整)

第7条 規則第27条の規定により、本補助金の交付申請及び実績報告に関しては、規則の規定にかかわらず、この要綱に定めるところによる。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 8 月 14 日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この改正は、平成 22 年 4 月 26 日から施行し、同月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 平成 22 年 3 月 31 日前にこの要綱による改正前の三朝町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱に基づいて交付決定を受けた補助金の交付等については、同要綱の規定は、同日後においても、なお効力を有する。

附 則

(施行期日等)

1 この改正は、平成 23 年 6 月 8 日から施行する。ただし、平成 23 年 5 月 31 日までに太陽光発電の設備事業者との設置契約を行っている者については、この改正による改正後の三朝町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の規定にかかわらず、この改正による改正前の三朝町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の規定を適用する。

附 則

この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 25 年 5 月 1 日から施行し、平成 25 年度事業から適用する。ただし、改正後の別表第 1 の第 1 欄に掲げる太陽光発電イの規定は、平成 25 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は、平成 26 年 4 月 14 日から施行し、平成 26 年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

事業名	1 対象事業	2 補助金額
	細事業名（内容）	
1 太陽光発電導入事業	<p>太陽光発電システム 次のいずれの要件も満たすもの。</p> <p>(1) 1件当たりの太陽電池の最大出力の合計値 (以下単に「最大出力」という。) が10キロワット未満の太陽光発電設備で、日本工業規格、IEC等の国際規格に適合しているもの</p> <p>(2) 県内事業者（県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者をいう。以下同じ。）に発注を行ったもの</p> <p>(3) 県内事業者が設置工事の施工を行ったもの</p> <p>(4) 電力需給契約を契約済み、若しくは締結予定のもの</p>	最大出力が5キロワットを超える場合は5キロワットを限度とし、かつ、1キロワット当たり46,000円とする。
2 燃料電池導入事業	<p>家庭用燃料電池システム 次のいずれの要件も満たすもの。</p> <p>(1) 設置前において使用に供されていないこと</p> <p>(2) 経済産業省の民生用燃料電池導入支援補助金の補助対象設備として指定されたもの又は同等以上の性能・品質であるもの</p> <p>(3) 県内事業者に発注を行ったもの</p> <p>(4) 県内事業者が設置工事の施工を行ったもの</p>	120,000円。 ただし、当該金額に満たない場合は、その額とする。
3 薪ストーブ等導入事業	<p>木質バイオマス熱利用機器 次のいずれの要件も満たすもの。</p> <p>(1) 木質燃料（薪、木質ペレット、木質チップ等）を利用し、発生した熱を利用する機器で、2次燃焼構造等排煙を減少させる構造であること</p> <p>(2) 設置前において使用に供されていないこと</p> <p>(3) 県内事業者に発注を行ったもの</p> <p>(4) 県内事業者が設置工事の施工を行ったもの</p>	本体及び付属器購入費に5分の1を乗じて得た額とし、180,000円を上限とする。

4 定置用蓄電池等導入事業	定置用リチウムイオン蓄電システム 次のいずれの要件も満たすもの。 (1) 蓄電容量が1キロワット時以上の蓄電池部分と、インバータ、パワーコンディショナー等の電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成され、日本工業規格、IEC等の国際規格に適合しているもの (2) 10キロワット未満の太陽光発電システムと連系するもの (3) 設置前において使用に供されていないこと (4) 県内事業者に発注を行ったもの (5) 県内事業者が設置工事の施工を行ったもの	蓄電容量1キロワット時当たり70,000円とし、400,000円を限度とする。 ただし、総事業費に3分の1を乗じて得た額を上限とする。
	電気自動車等充給電設備 次のいずれの要件も満たすもの。 (1) 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）への充電及び電気自動車等から分電盤を通じた住宅への電力の供給が可能なもの (2) 10キロワット未満の太陽光発電システムと連系するもの (3) 設置前において使用に供されていないこと (4) 県内事業者に発注を行ったもの (5) 県内事業者が設置工事の施工を行ったもの (6) 「とつとりEV協力隊」に登録すること	400,000円。 ただし、総事業費に3分の1を乗じて得た額を上限とする。

別表第2(第4条関係)

対象事業	添付書類
1 太陽光発電導入事業	(1) 施工業者が分かるもの (2) 契約書又はそれに準ずるものの写し (3) 整備した設備等の仕様が分かるもの
2 燃料電池導入事業	(1) 燃料電池普及促進協会への補助金申込書及びその添付書類の写し (2) 燃料電池普及促進協会からの補助金申込受理通知書の写し (3) 整備した設備等の仕様が分かるもの
3 薪ストーブ等導入事業	(1) 施工業者が分かるもの (2) 契約書又はそれに準ずるものの写し (3) 機器等の仕様が分かるもの

4 定置用蓄電池等導入事業	(1) 施工业者が分かるもの (2) 契約書又はそれに準ずるもの写し (3) 機器等の仕様が分かるもの
---------------	---

別表第3(第5条関係)

対象事業	添付書類
1 太陽光発電導入事業	(1) 整備した設備等の仕様を証明するもの (2) 整備した設備の設置が確認できる写真
2 燃料電池導入事業	(1) 燃料電池普及促進協会へ提出した補助金交付申請書（兼補助事業完了報告書兼取得財産等明細表）の写し (2) 燃料電池普及促進協会からの補助金交付決定通知書の写し (3) 整備した設備の設置が確認できる写真
3 薪ストーブ等導入事業	(1) 機器等の仕様を証明するもの (2) 機器の購入に係る領収書 (3) 機器の設置が確認できる写真
4 定置用蓄電池等導入事業	(1) 機器等の仕様を証明するもの (2) 機器の購入に係る領収書 (3) 機器の設置が確認できる写真 (4) 電気自動車等充給電設備の場合は、「とつとりEV協力隊」の登録が確認できるもの